

「電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方
 [募集期間：令和4年12月28日（水）～令和5年1月31日（火）]
 意見提出者：計6件（法人4件、個人2件）

意見提出者一覧（五十音順）

株式会社 NTT ドコモ	KDDI 株式会社	ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社	個人（2件）	

No.	意見提出者	意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
01 本改正全体に関する意見				
1	(株) NTT ドコモ	「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース 報告書」において示された事項に関して、その対応に必要な内容であるため、省令案、訓令案に賛同いたします。	本改正案に対する賛同のご意見として承ります。	無
2	個人 1	本省令案に賛成であるが、再割当てと並行して、新たな周波数帯域の確保(未利用帯域の活用あるいは他の通信に用いる帯域の再編)にも取り組んでいただきたい。	本改正案に対する賛同のご意見として承ります。 なお、新たな周波数帯域の確保については、本意見募集の対象外ですが、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書(令和4年12月)」における指摘も踏まえ、新たな携帯電話用周波数の確保に向けた更なる取組を進めていきたいと考えています。	無
3	個人 2-1	読み易さの観点から、文を全体的に列文章に、漢数字をアラビア数字に変えてほしいです。	一般的な法令の書きぶりとして、原案のとおりといたします。	無
02 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部改正案に関する意見				
4	KDDI (株)	改正内容について賛同致します。 有効利用中の周波数の再割当てを実施することは、利用者への品質影響およびそれを回避するための大規模な移行工事とそのコスト負担、それに伴う今後の5G 展開への影響等、大きな社会的損失につながります。 現在、情報通信審議会にて 700MHz 帯に係る技術的検討が進められており、利用可能との判断に至った場合は、本周波数の割当ては有効利用中の周波数の再割当てよりも競争条件の維持のための有効な手法となるものと考えます。	本改正案に対する賛同のご意見として承ります。 また、頂いたご意見については、再割当て制度の運用及び今後の施策の検討の参考といたします。	無

5	ソフトバンク（株）	<p>本改正案は、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書」（以下、TF 報告書と呼称）について、TF 報告書案に対する意見募集の結果も踏まえつつ、制度に反映されたという観点で有益と考えます。</p> <p>一方、TF 報告書 P13 および P14 に開設指針制定の要否の決定にあたって留意すべき事項の1つとして示されている「再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすること」については、本改正案において明示されていません。TF 報告書に記載の通り、当該項目は開設指針制定の要否の決定にあたっての重要な勘案事項の1つであることから、本項など適切な箇所において勘案事項であることを明示すべきと考えます。なお、仮に現行の規定上に該当する箇所があるとする場合には、該当規定について明確化して頂くことが必要と考えます。</p> <p>また、本改正案の五「電波の特性その他の事項を勘案して申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み」については、開設指針制定の要否の決定にあたっての勘案事項の1つとして明確化されたことに加え、申出人が再割当てを申し出る根拠の1つであることから、「開設指針制定申出書」（電波法施行規則 別表第二号の三の二）の関連事項として規定することが適切と考えます。同様に、上述の「申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とする」ことについても、申出人が再割当てを申し出る重要な根拠の1つであることから、申出時の参考資料として申出人に提出させるべきと考えます。</p>	<p>本改正案に対する賛同のご意見として承ります。</p> <p>ご指摘の「再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすること」については、現行の電波法第 27 条の 13 第 2 項の「申出人が開設を希望する特定基地局による当該周波数の電波の有効利用の程度の見込み」及び電波法施行規則第 21 条の 2 第 6 項第 4 号の「既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の電波の有効利用の程度」の規定に基づき、開設指針制定の要否の決定に当たって勘案を行うことから、原案のとおりといたします。</p> <p>ご指摘の「電波の特性その他の事項を勘案して申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み」については、現行の開設指針制定申出書の「特定基地局が使用する周波数」の記載を受けて総務大臣が勘案することを想定しているため、同申出書に追加して関連事項を規定することは不要と考えます。「申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とする」ことの根拠となる情報については、同申出書の「特定基地局の電波の有効利用の程度の見込み」、「申出人の財務に関する事項」中の「契約数に関する年度ごとの見通し」等において必要な事項を記載することを想定しており、参考資料の提出方法を含め、同申出書に係るマニュアルにて明記する予定です。</p>	無
---	-----------	--	---	---

6	楽天モバイル（株）	<p>開設指針の制定の要否を決定する際、「電波の特性その他の事項を勘案して申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み」を勘案することとなっておりますが、当該理由をもって否決する場合、申出周波数と同等の利用が可能であるかが必要となるため、特性・性質が同等であるかのみならず、その帯域幅についても同等であるかを勘案すべきと考えます。</p> <p>なお、携帯電話は、多くの国民が利用している周波数利用効率の高い無線システムであることから、携帯電話への割当て可能性のある帯域については、引き続き、常時よりその使用可能性を模索・検討していただきたいと考えます。</p>	<p>前段のご意見について、開設指針の制定の要否は、ご指摘の「電波の特性その他の事項を勘案して申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み」だけでなく、「申出人が開設を希望する特定基地局による当該周波数の電波の有効利用の程度の見込み」や「既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の電波の有効利用の程度」等を総合的に勘案して決定するものです。</p> <p>また、後段の新たな周波数帯域の確保に関するご意見については、本意見募集の対象外ですが、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書（令和4年12月）」における指摘も踏まえ、新たな携帯電話用周波数の確保に向けた更なる取組を進めていきたいと考えています。</p>	無
7	個人 2-2	<p>第21条の2第6項第5号及び第6号の語尾について、文が完全かどうか判断がつかないため、文尾に句点（。）を記載した方が良い。</p>	<p>ご指摘の電波法施行規則第21条の2第6項各号は、事項を列挙しているものであることから、原案のとおりといたします。</p>	無
03 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部改正案に関する意見				
8	楽天モバイル（株）	<p>電波の利用状況調査に基づき、既存免許人が移行計画を報告するにあたっては、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書」にも「既存免許人と新規認定開設者は、相互に協力して迅速な移行及び基地局展開に努めること」とあり、既存免許人と新規認定開設者の両者による調整が、予め行われるべきと考えます。また、提出された移行計画を電波監理審議会において評価した結果、特に標準的な移行期間（5年）を超える場合において、使用期限の間際まで運用を続けるなど、適切でないと判断された場合は、既存免許人に対し、再提出を求める等の措置を講ずるべきと考えます。</p> <p>なお、上述のスキームにて提出された移行計画は、毎年の電波の利用状況調査、電波監理審議会の有効利用評価において、その進捗状況が評価される理解ですが、計画どおりに進んでいない場合は、総務大臣への勧告等、計画達成に向けた必要な措置が講じられるものと理解しております。</p>	<p>頂いたご意見については、再割当て制度の運用及び今後の施策の検討の参考といたします。</p> <p>なお、標準的な移行期間を超える場合の移行計画については、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書（令和4年12月）」において、「既存免許人の全ての無線局が使用期限ぎりぎりまで運用を続けることは適当ではない。既存免許人は、周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、既存免許人の無線局を漸減させていくことが必要である。」とされており、既存免許人の無線局を漸減させる計画とすることが必要と考えています。</p>	無

			電波監理審議会における有効利用評価の結果を踏まえ、適切に対応してまいります。	
9	個人 2-3	別表第二号第 2 の注 5(6)は新設なので、下線を記載してください。	ご指摘を踏まえ、注記として下線を追記いたします。	有
10	個人 2-4	現代かな遣いの方が理解し易いため、別表第二号第 2 の注 5(6)中の促音を、小さく表記してください。	本省令における書きぶりの統一性の観点から、原案のとおりといたします。	無
11	個人 2-5	別表第二号の四の注 10(3)は新設なので、下線を記載してください。	ご指摘を踏まえ、注記として下線を追記いたします。	有
12	個人 2-6	現代かな遣いの方が理解し易いため、別表第二号の四の注 10(3)中の促音を、小さく表記してください。	本省令における書きぶりの統一性の観点から、原案のとおりといたします。	無
04 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部改正案に関する意見				
13	ソフトバンク（株）	本改正案において、使用周波数の移行計画に係る有効利用評価の結果を勘案することとされていますが、現在の有効利用評価の基準は周波数を有効利用する前提で規定されており、再割当てによる移行に伴う局数、トラフィック量等の減少を想定していないと考えられることから、それらを考慮した電波の有効利用評価の基準等の検討が必要と考えます。	電波の有効利用評価については、電波監理審議会が定める有効利用評価方針に基づき同審議会が評価を行うものであり、本意見募集の対象外ですが、有効利用評価の基準の見直し等については同審議会において適切に検討されるものと考えます。	無